

## 那覇市社会福祉法施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の施行に関し、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立認可申請書等)

第2条 省令第2条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人設立認可申請書(第1号様式)とする。

2 省令第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書(第2号様式)により行うものとする。

(定款変更認可申請書)

第3条 省令第3条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書(第3号様式)とする。

(定款変更届出書)

第4条 省令第4条第2項の規定により読み替えて準用する省令第3条第1項に規定する届出書は、社会福祉法人定款変更届出書(第4号様式)とする。

(解散認可等申請書)

第5条 省令第5条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人解散認可等申請書(第5号様式)とする。

(解散届出書)

第6条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届出書(第6号様式)により行うものとする。

(合併認可申請書)

第7条 省令第6条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)(第7号様式)又は社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)(第8号様式)とする。

第8条 削除

(第一種社会福祉事業経営開始届出書等)

第9条 法第62条第1項の規定による届出は、第一種社会福祉事業経営開始届出書(第10号様式)により行うものとする。

2 法第62条第3項に規定する申請書は、第一種社会福祉事業経営開始許可申請書(第11号様式)とする。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業経営開始届出書等)

第10条 法第67条第1項の規定による届出は、施設を必要としない第一種社会福祉事業経営開始届出書(第12号様式)により行うものとする。

2 法第67条第3項に規定する申請書は、施設を必要としない第一種社会福祉事業経営開始許可申請書(第13号様式)とする。

(第二種社会福祉事業開始届出書等)

第11条 法第68条の2の規定による届出は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)開始届出書(第13号の2様式)により行うものとする。

2 法第69条第1項の規定による届出は、第二種社会福祉事業経営開始届出書(第14号様式)により行うものとする。

(変更届出書等)

第12条 法第63条第1項、第68条又は第69条第2項の規定による届出は、社会福祉事業変更届出書(第15号様式)により行うものとする。

2 法第68条の3の規定による届出は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)変更届出書(第15号の2様式)により行うものとする。

3 法第63条第2項の規定による許可を受けようとする者は、社会福祉事業変更許可申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃止届出書)

第13条 法第64条、第68条又は第69条第2項の規定による届出は、社会福祉事業廃止届(第17号様式)により行うものとする。

2 法第68条の4の規定による届出は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)廃止届出書(第17号の2様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 省令第12条の規定による身分を示す証明書は身分証明書(第18号様式)とす

る。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条第1項関係)

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住 所		
	氏 名	(印)	
申 請 年 月 日	平成 年 月 日		
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地	〒 ー		
	TEL( ) ー FAX( ) ー		
ふ り が な			
法 人 の 名 称			
事業の種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公 益 事 業		
	収 益 事 業		

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥		内 訳					⑥負債		
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④			
	①基本財産	②その他財産	円					円		
	円		円	円	円	円	円			
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別※	氏 名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法 人 名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宣用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

第2号様式(第2条第2項関係)

平成 年 月 日

(報告先) 那覇市長 宛

所在地  
ふりがな  
法人名

代表者名

印

社会福祉法人設立登記及び財産移転完了報告書

平成 年 月 日付け那覇市指令 第 号により法人設立認可のありました社会福祉法人 の設立登記及び財産移転を完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 設立当初の財産目録
- 2 法人登記事項証明書(登記した法人の登記事項証明書)
- 3 不動産登記事項証明書(借家及び借地の場合は、賃貸借契約書の写し)
- 4 預金残高証明書
- 5 什器備品明細書

第3号様式(第3条関係)

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理事長の氏名	⑩	
申請年月日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。  
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差支えないこと。
- 3 この申請書は、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。



第4号様式(第4条関係)

社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届			
届 出 者	主たる事務所 の所在地		
	ふりがな 名 称		
	代表者の氏名	⑩	
届出年月日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

第5号様式(第5条関係)

認可 解散 申請書 認定							
申 請 者	主たる事務所の所在地						
	ふりがな 名 称						
	理事長の氏名		印				
申請年月日							
解散する理由							
資 産	内 訳						
	純資産 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債
		①基本財産	②その他財産				
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産処分方法							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この申請書は、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から第3号に掲げる書類を添付すること。

第6号様式(第6条関係)

解 散 届 出 書							
申 請 者	主たる事務所の所在地						
	ふ り が な 名 称						
	代 表 者 の 氏 名		印				
申 請 年 月 日							
解 散 す る 理 由							
資 産	純 額 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③ 公益事業用 財産	④ 収益事業用 財産	⑤積極財産 ① + ② + ③+ ④	⑥負 債
	①基本 財産	②運用 財産					
	円	円	円	円	円	円	円
残 余 財 産 処 分 方 法							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第7号様式(第7条関係)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用)				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	理事長の氏名		⑩	
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	理事長の氏名		⑩	
申 請 年 月 日				
合 併 す る 理 由				
ふりがな 合 併 に よ り 消 滅 す る 法 人 の 名 称				
合 併 後 存 続 す る 法 人 の 種 類	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	事 業 の 種 類	社会福祉 事 業	第1種	
			第2種	
	公 益 事 業			
収 益 事 業				

(裏面)

合	資 産	純資産 ⑤-⑥	内 訳										
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③+ ④	⑥負 債					
			①基本財産	②その他財産									
円	円	円	円	円	円	円	円	円					
併 後 存 続 す る 法 人	理事 監事 評議員の 別※	氏 名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況				
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見			有 無	法人名	
				引き 続き 役員 等と なる 者									
				新 たに 役員 等と なる 者									

※理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第3号まで及び第4号までに掲げる書類を添付すること。

第8号様式(第7条関係)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書 (新設合併用)				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	理事長の氏名		⑩	
	設立事務 共同執行者	住所		
		氏名	⑩	
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	理事長の氏名		⑩	
設立事務 共同執行者	住所			
	氏名	⑩		
申 請 年 月 日				
合 併 す る 理 由				
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人 類	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 法 人 の 名 称			
	事 業 の 種 類	社会福祉 事 業	第1種	
			第2種	
	公 益 事 業			
収 益 事 業				

## (裏面)

資 産	純資産 ⑤－⑥	内 訳						⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債	
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債			
		①基本財産	②その他財産							
円	円	円	円	円	円	円	円			
合 併 後 存 続 す る べ き 者	理事 監事 評議員の 別※	氏 名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人の理 事長への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

第 10 号様式(第 9 条第 1 項関係)

社会福祉法第 6 2 条第 1 項による施設の設置届出書 年 月 日 那覇市長 宛 設置者又は代表者氏名 ⑩			
次のとおり施設を設置したいので関係書類を添えて届け出します。			
(ふりがな) 施設の名称		施設の種類	
(ふりがな) 設置者の氏名又は名称		設置者の住所 施設の所在地	
事業開始予定年月日	年 月 日		
設置者の経歴		設置者の資産状況	
建物その他の設備の規模及び構造			
(ふりがな) 施設の管理者の氏名及び経歴		実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 (ふりがな)	
要援護者等に対する処遇の方法			
事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処遇			
記載上の注意 1 関係書類として条例、定款その他基本約款及び設立趣意書、始業計画書、予算書を添えること。 2 幹部職員については、履歴書又はその写を添えること。 3 様式の記載欄中に書きこめない場合は別紙とすることができる。この場合別紙に見出番号を付し、その番号を「別紙」のように当該欄に記入すること。 4 建物その他の設備の規模及び構造欄中、建物については平面図を添付すること。			



第 11 号様式(第 9 条第 2 項関係)

社会福祉法第 6 2 条第 3 項による施設の許可申請書			
			年 月 日
那覇市長 宛		設置者又は代表者氏名 ⑩	
次のとおり施設を設置したいので関係書類を添えて許可申請します。			
(ふりがな) 施設の名称		施設の種類	
(ふりがな) 設置者の氏名又は名称		設置者の住所 施設の所在地	
事業開始予定年月日	年 月 日		
設置者の経歴		設置者の資産状況	
建物その他の設備の規模及び構造			
(ふりがな) 施設の管理者の氏名及び経歴		実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 (ふりがな)	
要援護者等に対する処遇の方法			
当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法		施設の管理者の資産状況	
事業の経営者又は施設の管理者		経理の方針	
事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処遇			
記載上の注意			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係書類として条例、定款その他基本約款及び設立趣意書、始業計画書、予算書を添えること。</li> <li>2 幹部職員については、履歴書又はその写を添えること。</li> <li>3 様式の記載欄中に書きこめない場合は別紙とすることができる。この場合別紙に見出番号を付し、その番号を「別紙」のように当該欄に記入すること。</li> <li>4 建物その他の設備の規模及び構造欄中、建物については平面図を添付すること。</li> </ol>			

第 12 号様式(第 10 条第 1 項関係)

社会福祉法第 6 7 条第 1 項による事業開始経営届出書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
経営者（又は代表者）氏名 ⑩	
次のとおり施設を必要としない第 1 種社会福祉事業を開始したので関係書類を添えて届け出します。	
経営者の名称	
主たる事務所の所在地	
実務担当者氏名及び経歴	
事業の種類及び内容	
注意事項	
1 関係書類として条例、定款その他基本約款、事業計画、予算書及び財産目録を提出すること。	
2 様式記載中に記載できない場合は、別紙とすることができる。この場合別紙には見出し番号を付し、その番号を「別紙」のように当該欄に記入すること。	
3 経営者（又は代表者）及び実務担当職員については、履歴書又はその写しを添えること。	

第 13 号様式(第 10 条第 2 項関係)

<p style="text-align: center;">社会福祉法第 6 7 条第 3 項による事業開始経営許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: center;">経営者（又は代表者）氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>次のとおり施設を必要としない第 1 種社会福祉事業を経営したいので関係書類を添えて許可申請します。</p>	
経 営 者 の 名 称	
主たる事務所の所在地	
実務担当者氏名及び経歴	
事業の種類及び内容	
当該事業を営むための財源の調達及びその方法	
経 営 の 方 針	
事業の経営者又は施設の管理者に事故あるときの処置	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係書類として条例、定款その他基本約款、事業計画、予算書及び財産目録を提出すること。</li> <li>2 様式記載中に記載できない場合は、別紙とすることができる。この場合別紙には見出し番号を付し、その番号を「別紙」のように当該欄に記入すること。</li> <li>3 経営者（又は代表者）及び実務担当職員については、履歴書又はその写しを添えること。</li> </ol>	

第 13 号の 2 様式（第 11 条第 1 項関係）

第二種社会福祉事業【 無料低額宿泊所 】 開始届出書

令和 年 月 日

那覇市長 殿

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

印

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するにあたり、社会福祉法第 68 条の 2 の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称及び種類

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地		〒 - ビルの名称等	
連絡先	電話番号		FAX 番号
	Email		
種類		社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業（無料低額宿泊所） ※（サテライト型住居の設置 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→ 別添 9）	

※ サテライト型住居の施行は令和 4 年 4 月 1 日であるため、それまでの間はこの項目は使用しない。

2. 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

法人等の名称			
主たる事務所の所在地		〒 - ビルの名称等	
連絡先	電話番号		FAX 番号
	Email		
届出時における法人等の 経歴・資産状況		別添 1 のとおり	
代表者	職名	氏名	

3. 条例、定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	第 条

4. 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分 階部分の 全部 ・ 一部 )
敷地面積	m <sup>2</sup>
総床面積	m <sup>2</sup> (内、当該施設に使用する部分：専用 m <sup>2</sup> 、共用 m <sup>2</sup> )
建築年月日	年 月竣工
建物の平面図	別添3のとおり
当該事業に使用する設備の有無 (有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室 (詳細は別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他 ( )
土地及び建物の使用に関する権利	別添5のとおり

5. 事業開始の年月日

令和 年 月 日
----------

6. 施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者 (施設長)	職名 (経歴は別添6のとおり)	フリガナ 氏名
幹部職員 (施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する)	職名 (経歴は別添6のとおり)	フリガナ 氏名

7. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添7のとおり
運営規程等	別添8のとおり

### 【添付書類】

- 別添 1-1 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 別添 1-2 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- 別添 1-3 届出時における役員等名簿（別紙様式1）
- 別添 1-4 代表者誓約書（別紙様式2）
- 別添 2 届出時における法人の定款
- 別添 3 平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
- 別添 4 居室面積・使用料（家賃）一覧（別紙様式3）
- 別添 5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにする  
ことのできる書類）
- 別添 6 経歴申告書（別紙様式4）
- 別添 7 入居者に対する処遇に関する項目（別紙様式5）
- 別添 8-1 運営規程
- 別添 8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添 8-3 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
- 別添 8-4 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添 9 サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

### 【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】

- 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
- 案内図（最寄駅から事業所までの地図）
- 設備・備品等一覧、写真
- 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
- 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）
- 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- 損害賠償責任保険証書
- 改善計画書



(別紙様式 2)

## 代表者誓約書

次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて管轄する警察本部に照会することを承諾します。

### 記

1. 当法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当せず、今後もいずれかに該当する者が役員になることはありません。
2. 1に掲げる者は、当法人の経営に実質的に関与しておらず、今後も関与することはありません。
3. 1に掲げる者を当法人の無料低額宿泊所（ ）の職員として従事させません。

令和 年 月 日

那覇市長 殿

所在地  
名称

代表者の  
役職名  
氏名

印





(別紙様式 4)

## 経 歴 申 告 書

事業所の名称			
職 名			
カナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 - )		
電話番号	( ) -		
主 な 職 歴 等			
年月日 ~ 年月日	勤 務 先 等		職務内容
職 務 に 関 連 す る 資 格			
資格の種類		資格取得年月日	
備考 (研修等の受講の状況等)			

「住所」は自宅のものを記入してください。

「主な職歴等」について直近の状況は詳しく記入してください (退職年月日等)。

「資格の種類」について、社会福祉主事任用資格については社会福祉法第 19 条第 1 項の該当する号について記載し、その証明書類を添付してください。

(↓確認してレ点を記入してください)

私の経歴は当経歴申告書のとおりで相違ありません。

令和 年 月 日

申告者自署

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(別紙様式 5)

## 入居者に対する処遇に関する項目

(事業所名： ) (令和 年 月 日作成)

### ① 職員構成

職 種	常勤・非常勤	職 務 内 容 他	人 数
施設長			1名
			名
			名
			名

### ② 勤務体制

時 間 帯	人 数	備 考
平日・昼間 ( : ~ : )	名	
祝日・昼間 ( : ~ : )	名	
夜間 ( : ~ : )	名	

※ 職員が常駐せず、巡回等により勤務する場合には時間帯ごとの回数や滞在時間が分かるように記載すること。

### ③ サービス等の提供・料金

	費 用 の 種 類	月 額 (31 日 間)	内 訳 等	
居 室 の 使 用 等	1 居室使用料	円		
	共益費	円		
	電気代	円		
	水道代	円		
	ガス代	円		
			円	
			円	
サ ー ビ ス の 提 供	基本サービス費	円		
	食事提供 ( 食 )	円		
	食事提供 ( 食 )	円		
	食事提供 ( 食 )	円		
			円	
		円		
1 カ月当たりの合計額		円		

※ 月額には、定額である場合にはその額を、実費による場合には標準的な額を記載してその算定根拠を内訳等に示すこと。

※ 1 カ月当たりの合計額の内訳等には金額に含まれない費用等について記載すること。

第 14 号様式(第 11 条第 2 項関係)

社会福祉法第 6 9 条第 1 項による事業開始経営届出書 年 月 日 那覇市長 宛 経営者（又は代表者）氏名 ⑩	
次のとおり第 2 種社会福祉事業を開始したので関係書類を添えて届け出します。	
経営者の名称	
主たる事務所の所在地	
実務担当者氏名及び経歴	
事業の種類及び内容	
※当該事業を運営するための財源の調達及びその方法	
※経営の方針	
※事業の経営者又は施設の管理者に事故あるときの処置	
注意事項 1 事業経営者が国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であるときは※欄に必要事項を記入すること。 2 関係書類として条例、定款その他基本約款、事業計画、予算書及び財産目録を提出すること。 3 様式記載中に記載できない場合は、別紙とすることができる。この場合別紙には見出し番号を付し、その番号を「別紙」のように当該欄に記入すること。 4 経営者（又は代表者）及び実務担当職員については、履歴書又はその写しを添えること。	

第 15 号様式（第 12 条第 1 項関係）

社会福祉事業変更届出書 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">（</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           社会福祉法第 63 条第 1 項            第 68 条            第 69 条第 2 項         </span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">）</span>	
年 月 日	
那覇市長 宛	住 所
	団体名
	設置者又は経営者氏名 <span style="float: right;">⑩</span>
次のとおり届出事項に変更を生じたので届け出します。	
	変 更 事 項 の 内 容
変 更 後	
変 更 前	
変 更 理 由	
変 更 日	年 月 日
注意事項 変更届は変更後 1 月以内に届け出ること。	

第 15 号の 2 様式（第 12 条第 2 項関係）

## 第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】 変更届出書

令和 年 月 日

那覇市長 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

印

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、届出事項を変更（する した）ため、社会福祉法第 68 条の 3 の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 事業所（無料低額宿泊所）の名称 \_\_\_\_\_

2. 変更事項（該当する項目に○）

①建物その他の設備の規模及び構造 ②事業開始の年月日 ③福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 ④施設の名称及び種類 ⑤設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 ⑥条例、定款その他の基本約款 ⑦施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

3. 変更の内容（変更前後の比較）

※添付書類 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
---

4. 変更の事由 \_\_\_\_\_

5. 変更年月日 令和 年 月 日

※添付書類

・  
・

-----  
(注) 当届出書は変更後 1 カ月以内に届け出ること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が 2. ①～③を変更する場合には変更する前に届出が必要となるので注意すること。

第 16 号様式（第 12 条第 3 項関係）

社会福祉事業変更許可申請書（社会福祉法第 6 3 条第 2 項）

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

団体名

設置者又は経営者指名

㊟

次のとおり許可事項を変更したいので許可申請します。

変 更 事 項 の 内 容

変 更 後

変 更 前

変 更 理 由

変 更 日

年 月 日

注意事項 許可申請書は、事前に提出すること。

第 17 号様式(第 13 条関係)

社会福祉事業廃止届 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</span> 社会福祉法第 6 4 条 第 6 8 条 第 6 9 条第 2 項 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">)</span>	
年 月 日	
那覇市長 宛	
代表社名 <span style="float: right;">Ⓜ</span>	
次のとおり <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">第 1 種 第 2 種</span> 社会福祉事業を廃止 <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">した いた</span> たい <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">ので</span> 届け出します。	
施設 の 名 称	
種 類	
主たる事務所の所在地及び設置の場所	
経営者の名称又は代表者の氏名	
事業の廃止又は予定年月日	年 月 日
事業開始又は許可年月日	
廃 止 の 理 由	
施設入所者の処置	
資 産 の 処 分 方 法	
注意事項 1 施設を設置して第 1 種社会福祉事業を営む者の届出は、廃止の日の 1 月前までに行うこと。 2 その他は、廃止の日から 1 月以内に届け出ること。	



第 17 号の 2 様式（第 13 条第 2 項関係）

## 第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届出書

令和 年 月 日

那覇市長 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

印

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を廃止したため、社会福祉法第 68 条の 4 の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 廃止する事業所（無料低額宿泊所）の名称

---

2. 廃止年月日 令和 年 月 日

3. 廃止の事由

---

4. 廃止に係る連絡事項

---

---

---


○ 添付書類

- ・
- ・
- ・

---

(注) 当届出書は変更後 1 カ月以内に届け出ること。

第 18 号様式(第 14 条関係)

第 号	身 分 証 明 書	
 写真	所属 職名 氏名	
上記の者は、社会福祉法第 70 条の規定に基づき社会福祉事業を経営する者に対し、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査する者であることを証明する。		
年 月 日	那覇市長	印

(表)

社会福祉法 (抄)

(調査)

第 70 条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告をもとめ、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

(大都市等の特例)

第 126 条 第 7 章及び第 8 章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(裏)